

【新設】(新規高度研究業務従事者であることを明らかにする書類)

42の4(4)－3の4 措置法規則第20条第28項に規定する「第3号に規定する者が……新規高度研究業務従事者……であることを明らかにする書類」には、当該法人の役員又は使用人が次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、例えば、次に定めるような書類が該当する。

- (1) 措置法令第27条の4第24項第15号イ(1)の博士の学位を授与された者 当該学位に係る学位記の写し
- (2) 同号イ(2)の他の者の役員又は使用人として10年以上専ら研究業務に従事していた者 その者により作成された職務経歴書(当該他の者の名称並びに当該他の者において従事していた研究業務の内容及びその従事期間が記載されているものに限る。)

【解説】

- 1 本通達では、特別試験研究費の額となる新規高度研究業務従事者に対する人件費を支出して行う一定の試験研究について、その新規高度研究業務従事者であることを明らかにする書類を保存することが要件とされているところ、保存すべき具体的書類を例示している。
- 2 令和5年度の税制改正において、研究開発税制における特別試験研究費の額について改正が行われ、一定の要件を満たす試験研究に係る試験研究費の額のうち、新規高度研究業務従事者に対する人件費の額が特別試験研究費の額とされた。新規高度研究業務従事者とは、その法人の役員又は使用人のうち、次の(1)又は(2)に該当する者をいう(措法42の4⑲十、措令27の4⑳十五)。
 - (1) 博士の学位を授与された者(外国においてこれに相当する学位を授与された者を含む。)で、その授与された日から5年を経過していないもの
 - (2) 他の者(その法人との間に一定の資本関係がある者を除く。)の役員又は使用人として10年以上専ら研究業務に従事していた者で、その法人(その法人との間に一定の資本関係がある者を含む。)の役員又は使用人となった日から5年を経過していないものまた、本制度の適用を受ける場合には、法人は、対象となる人件費を支給する相手方が新規高度研究業務従事者であることを明らかにする書類を保存する必要がある(措規20㉔)。本通達では、この新規高度研究業務従事者であることを明らかにする書類について例示している。
- 3 大学では、卒業者からの申請により学位授与証明書や学位が記載された卒業証明書を発行することが一般的であるところ、当然、これらの証明書はここでいう「明らかにする書類」に該当することになるのであるが、大学に申請してそれらの証明書類を発行してもらわずとも、博士の学位を授与された者であれば、通常は学位記を保有しているであろうから、その写しを法人に提出し、法人がこれを保存していれば足りる。本通達の(1)では、そのことを明らかにしている。
- 4 他方、他の者の役員又は使用人として10年以上専ら研究業務に従事していた者である場合には、その者自身がそのことを対外的に証明できる書類を保有していないことが想定される。この場合には、法人からその者に対して、前職の人事担当者に自身の経歴を証明する書類の発

行を依頼するよう求めることも考えられるが、前職において必ずそのような書類を発行してくれるとも限らないし、そのような事務負担をかけずとも、その者に自身の職務経歴書の作成と提出を求めれば、新規高度研究業務従事者に該当するかどうかを確認することができる。したがって、法人が、他の者の役員又は使用人として 10 年以上専ら研究業務に従事していた者を新規高度研究業務従事者として研究業務に従事させる場合には、その者が作成した職務経歴書で必要事項が記載された書類を「新規高度研究業務従事者であることを明らかにする書類」として取り扱う。本通達の(2)では、そのことを明らかにしている。